

徳島県教育委員会は、徳島県文化財保護審議会の答申に基づき、以下の事項を決定した。

#### 決定事項

(指定を決定した文化財)

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所有者及び管理者
有形文化財 (古文書)	上月文書 附井口家関連資料	161通 21点	徳島市八万町向寺山	井口 陳生 徳島県立文書館

#### 参考

##### 【上月文書 附井口家関連資料の概要】

「上月文書」は、三好郡東みよし町の井口家に伝えられてきた古文書で、大部分が中世文書であり、南北朝期から近世初頭に至る赤松氏と上月氏、室町期の守護・国人研究の一級史料である。また、上月氏あるいは本田・本多氏（上月氏が改姓）宛の近世文書も、阿波移住後の上月氏の存在を伝えており、蜂須賀家家臣の出自の歴史的解明においても貴重な史料である。

上月・井口の両氏はともに播州に出自をもつ旧赤松氏家臣で、それぞれ天正13年(1585)の赤松氏あるいは蜂須賀氏の入国に従って阿波に居住するに至ったと考えられる。「上月文書」が井口家に伝来する経緯は不詳であるが、400年以上にわたり徳島に伝えられている。

昭和30年には、当時の三好郡三庄村教育委員会から、県指定有形文化財への申請があり、このうち後南朝からの神璽奪回の顛末を述べた「南方御退治条々」1巻のみが、昭和31年に県指定有形文化財(書跡)に指定された。「南方御退治条々」は続群書類従所収の「上月記」の原本と評価されてきたこともあって、指定されたものと考えられるが、「上月文書」全体に、古文書としての価値が高いため、追加指定するものである。また、井口家に伝えられてきた近世文書・近代資料についても、「上月文書」の徳島とのつながりや価値を知る上で、参考となる貴重な資料である。